

# 議 会 運 営 委 員 会

令和8年4月13日（月）

午前10時～

開議 時 分

閉議 時 分

第4委員会室

## 出席者

- 〔委員〕岡本委員長、小川副委員長、  
今田委員、村本委員（代理：岡山議員）、大谷委員、沖田委員、足立委員、  
柳楽委員、西田清久委員  
〔議長団〕澁谷議長、笹田副議長  
〔委員外議員〕遠藤議員、森谷議員  
〔事務局〕下間局長、濱見次長、森井庶務係長、山崎書記
- 

## 議 題

- 1 令和8年3月定例会議での問題点や課題等について 資料1-1、1-2
  
- 2 浜田市議会基本条例の運用等について 資料2
  - (1) 自由討議による合意形成等（第11条）
  - (2) 政策討論会（第12条）
  - (3) 重要案件の意見交換会（第22条）
  - (4) 議員間討議（第17条）
  - (5) 障がいの有無にかかわらず市民が傍聴しやすい環境（第21条）
  - (6) 公聴会制度や参考人制度の活用（第21条）
  
- 3 その他 資料3-1、3-2

## 1. 一般質問について

## 【浜風の郷】

1	<p>運用ルールと時間の遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 時間管理の継続: 全員が70分ルール（質問・答弁含む）を遵守できた点は成果として継続する。</li> <li>・ 通告制の目的再確認: 通告制は「十分な答弁準備による能率的・充実した審議」のためであることを周知し、通告外の質問や、準備した補助資料を使わないといった非効率な運用を避ける。</li> <li>・ 通告書の適正化: 様式の遵守、および60分程度で完結する適切な分量の想定を徹底する。</li> </ul>
2	<p>質問の構成と質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 質問の一致と一問一答の徹底: 通告内容と実際の質問を一致させ、項目を飛ばしたり、一問一答の形式を崩したりしない。</li> <li>・ 建設的な議論の推進: 数字を確認するだけの質問（発言内で処理可能なもの）を避け、市政に対する建設的な議論を優先する。</li> <li>・ 再質問のルール化: 再質問は答弁に基づいた内容とする。全く新しい内容は当初の通告に含めるべきであり、後出しの質問は慎む。</li> <li>・ 個人名発言の整理: 職員、私人、会社名などの個人名は避け、役職名や組織名での発言をルール化し、個人の尊厳に配慮した追及の仕方を検討する。</li> </ul>
3	<p>議事進行と議場規律</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議長のリーダーシップ: 指名の手順（職名発言前）、議事整理権の適切な行使によるスムーズな進行、通告外発言への注意などを強化する。</li> <li>・ 補助資料・備品の扱い: 掲示物は事前に提出された補助資料に限り、許可のない資料提示（紙を掲げる等）は禁止する。</li> <li>・ 議場マナーの徹底: 会議中の居眠り厳禁。</li> </ul>

## 【創政クラブ】

4	<p>今までどおりで良い。（発言時間30分担保、答弁含めて60分で納める。議長裁量で最大70分）</p>
---	--

## 【市民クラブ】

5	<p>侮辱的・不適切な発言（相手を否定・侮辱する表現や、外国の指導者を揶揄する発言などは議会の品位を損なうおそれがある。不穏当発言の可能性がある。）</p>
6	<p>犯罪を断定する発言（司法判断を経っていない段階で「犯罪」と断定する発言は信用を損ない、名誉毀損につながる可能性がある。慎重に扱うべき事項である。）</p>
7	<p>威圧的・挑発的な言動（相手を威圧し、対立をあおるような発言が見られる。これは議会が本来持つべき冷静な討論の場としての性格にそぐわない。）</p>
8	<p>非常識・不適切な比喻や表現（特定の職業や属性に対する配慮を欠いた表現や、過激なたとえが用いられており、議会発言としての適切性に疑義が生じる。）</p>
9	<p>議会運営への影響（議長の注意に対する反論や、個人名の扱いを巡る混乱など、議事の円滑な進行に支障を及ぼす行動が見られる。）</p>
10	<p>強制的な口調・過度な要求（答弁や処分を強く求める発言があり、行政や職員に対する過度な圧力と受け取られる可能性がある。）</p>

## 【公明クラブ】

11	不穏当発言があった場合は即座に議長から注意。 不穏当発言とは ①相手の立場になって聞いたら不快感を覚える発言 ②事実と異なる発言、根拠が不明確な発言。 ③個人のプライバシーや基本的人権に抵触するような発言。 ④声を荒げる場面。 発言の取り消しは3つの方法（本人・議長・議員）から行うようにしていく。
12	時間内に質問を終えるような指導。
13	通告のあった質問に対する答弁以外に対する再質問があった。

## 2. 議案質疑について

### 【浜風の郷】

1	質疑の質とルールの適正化 ・ 通告内容の厳守と熟読の徹底: 資料を読めばわかる内容の確認や、通告から逸れた質疑を排除し、論点を絞った質疑を求める。 ・ 答弁の適正化: 「そこまで聞いていない」と感じさせる冗長な回答や曖昧な回答を避け、通告に対して明確に答えることで、不必要なやり取りを完結させる。 ・ 時間・回数管理: 事前通告時間を守ることを徹底し、予定の立てやすい運営を目指す。また、回数制限の再設定についても検討が必要。
2	委員会と本会議の役割分担（重複の解消） ・ 所属委員の質疑制限: 自分の委員会に付託される案件への質疑は、意見陳述の場になりやすいため、「控える」から「原則禁止」への格上げを検討する。 ・ 予算質疑の集約: 予算に関する質疑を予算決算委員会へ完全に一本化するか検討する（ただし、市長出席の有無など審査体制との整合性を要確認）。 ・ 二重議論の防止: 本会議はあくまで「市長の方針や議案の根幹」を問う場とし、詳細な審査は委員会で行うという役割分担を明確にする。
3	議場規律と議長の進行権 ・ 議事整理の強化: 議案の論点から外れた質疑や、単なる意見表明に陥っている場面では、議長が積極的に介入し、議事を整理する。 ・ 通告外発言の抑制: 議員自らの反省も含め、通告にない質問は厳に慎む運用を徹底する。

### 【創政クラブ】

4	通告制についてはそのまま堅持する。
5	質疑は3回まで。（回数制限を設ける）
6	自身が所属する委員会に付託予定の議案の質疑は控える。
7	議案質疑の本来の意味を確認すること。

### 【公明クラブ】

8	所管以外の議員でも、内容を聞くだけの質問は控える。（委員会と議案の質疑の違いを考慮して行う）
9	通告制としたにもかかわらず、通告外の質疑があった。
10	質疑を行う議員が所管委員会関係の議案に対して掘り下げた質疑を行っていた。（所管委員会の議案への質疑は行わないこととしてもいいのでは）
11	不穏当発言、声を荒げる場面などがあった。

### 3. 委員会審査について

#### 【浜風の郷】

1	<p>審議日程の構造化と職員負担の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催時間の定例化: 市職員の拘束時間や負担を考慮し、審議時間は原則 9:00～17:00 とし、過度な延長を抑制する。</li> <li>・余裕のある日程編成: 当初予算の審議については、「4日間の審議 + 予備日2日」の体制を基本とし、計画的な運営を目指す。</li> <li>・答弁者の位置: 前回から今のような中央となっているが、係長等の打ち合わせが必要な場合もあるので、従来の執行部控室出入口前が望ましい。</li> </ul>
2	<p>委員長による議事整理とガバナンスの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長の職務徹底: 委員長が責任を持って議事をコントロールし、ルールに基づいた運営を徹底する。副委員長への交代が頻発する現状を改め、委員長主導の進行を行う。</li> <li>・逸脱した発言への介入: 質疑の範囲が広がりすぎた場合や、質疑とは異なる「私見（自分の意見）」の表明が続く場合には、委員長が適切に介入・制止し、議論を本筋に戻す。</li> </ul>
3	<p>質疑のルールの厳格化と効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前通告の徹底と精査: <ul style="list-style-type: none"> <li>○特に数字を問う質問は、執行部が即答できるよう事前通告を必須とする（議論の停滞防止）。</li> <li>○大量の通告を出した後の取り下げは非効率であるため、真に必要な案件に絞った通告を求める。</li> </ul> </li> <li>・質疑と意見の峻別: 「事業の可否を判断するための質疑」という委員会の本来の目的に立ち返り、個人の持論展開ではなく、建設的な質疑に集中する。</li> <li>・通告外質問の禁止: 本会議同様、委員会においても通告にない質問は慎み、円滑な審議に協力する。</li> </ul>

#### 【創政クラブ】

4	質問時間を一分以内にしたことは良かった
5	回数制限があってもよいのでは
6	1事業に対して数人（多く）の質問者がいる場合に調整方法があれば

#### 【市民クラブ】

7	<p>一般質問同様に問題と思われる発言があった。</p> <p>会派内の意見として</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 不適切な発言、執拗な質問、ハラスメント行為などがあった場合、その場で議会として対処する。</li> <li>② 議長議事整理権の発動、緊急議会運営委員会の召集などにより、その場で措置をする。（政治倫理上・議会運営上からの措置が必要）</li> <li>③ 通告した質問を、時間の制限から「取り止めはしてはならない」とする。</li> </ol> <p>※以下、議案質疑、委員会審査も同様である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>④ 予算委員会における執行部への質問について、事前に通告する必要があるにもかかわらず、いきなり委員会での詳細な数字など唐突に執行部へ質問し、答弁ができず、時間が無駄に経過することが多く見られた。各議員におかれては、詳細な数字など必要な答弁を求めるのであれば、事前に通告すべきであり、徹底する必要がある。</li> <li>⑤ 議案質疑については、事前通告制にされたことは良かったと思うが、あまりに詳細な内容を質問されたため、委員会での審議で質疑する必要性がなくなるように感じた。議案質疑での内容を精査する必要がある。</li> </ol>
8	1 質問 1 分以内にまとめる進行は効果的であった。
9	委員会条例第16条（委員長の議事整理権及び秩序保持権）を読み上げての注意は有効である。

## 【公明クラブ】

10	一般質問同様、不穏当発言とみなした場合には委員長から即座に注意し、発言の取り消しを行う。
11	予算審査については、質問通告が多く長時間の審査となったが、最終的に時間に配慮して複数取り下げが行われたことから、そもそもの通告の在り方を考える必要がある。

## 4. 請願・陳情について

### 【浜風の郷】

1	<p>議員による「自己請願」の制限と適正化</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 公平性と機会の確保: 議員が法人代表等として自ら請願を出すことは、他の市民の機会を奪う可能性があり、他の議員との公平性にも欠ける。ルールの見直しが必要。</li><li>・ 議員本来の活動へのシフト: 議員としての要望であれば、請願という形をとらずとも「一般質問」や「所管事務調査」を通じて執行部に訴えるべきである。</li><li>・ 立場の明確化: 万が一、自己請願が行われる場合でも、質疑や審査において「議員」として発言するのか「請願者」として発言するのか、その立場を厳格にルール化すべきである。</li></ul>
2	<p>委員会の役割と請願内容の精査</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 委員会の主体的な進捗確認: 「採択済み請願の進捗を求める請願」が提出される現状は、委員会の事後確認不足を示唆している。各委員会が自律的に進捗を確認する仕組みを整えれば、こうした請願は不要となる。</li><li>・ 公共性の担保: 請願は「市民の広い声」を反映するものであるべきで、一個人の意見にとどまるものや、趣旨・目的が不明瞭なものは、請願としての適格性を慎重に判断する必要がある。</li></ul>

### 【創政クラブ】

3	これまで通り（浜田市議会請願・陳情等取扱要綱第2条3の順守）
---	--------------------------------

### 【公明クラブ】

4	同趣旨であれば簡略化した対応に。
---	------------------

## 5. その他

### 【浜風の郷】

1	ハラスメントの根絶と政治倫理の徹底 ・ 具体的ハラスメント事案への反省: 全員協議会での口癖の真似や、予算決算委員会での「体たらく」といった、市職員に対する人格否定・侮辱的な発言（ハラスメント）を厳に慎む。 ・ 政治倫理条例の遵守: 浜田市議会議員政治倫理条例の趣旨を再認識し、議員一人ひとりが高い倫理観と人権意識を持って職務に臨む。 ・ 呼称のルール化: 相手の尊厳を守るため、褒める時以外は一貫して「役職名」で呼ぶことを徹底し、馴れ合いや軽視を排除する。
2	議長・委員長による厳格かつ公平な議事整理 ・ 権限行使の明確化: 議員によって注意の仕方が異なるとの懸念を払拭し、不適切な発言や振る舞いに対しては、相手を問わず公平かつ毅然と制止・注意を行う。 ・ 秩序保持の責任: 自由勝手な振る舞いを放置すれば市政の停滞を招く。議長には、議会の品位と秩序を守るための強力なリーダーシップが求められる。
3	議場における品位と討論ルールの適正化 ・ 人格・名誉の保護: 議場において人の人格を傷つける発言は絶対に許されない。また、個人の外見に関わる事柄についても、議会の品位という観点から自律的な配慮が必要である。 ・ 討論の趣旨遵守: 反対討論において賛成討論者個人に対して意見を述べる行為は、本来の討論の目的から逸脱しており、適切に是正すべきである。

### 【市民クラブ】

4	全員協議会で部長の口癖をわざと真似た言動は侮辱である。
5	・ 令和7年度末、定年まで10年近くもある管理職を含め、ベテラン管理職が大量の早期退職があった。原因や背景を分析・検証により課題・問題点を抽出し解決・改善を図るための対策が必要である。 ・ 議員の不適切な言動の数々とそれらに対する対応のまずさ、議会の品位の低下など、議会運営における問題点との関連性からの検証が必要と考える。 ・ 不満や不安、恐怖などが蓄積されてきた職場環境のなかで職員の疲弊が問題視されてきた。過去から引きずる繰り返しの質疑と執拗な追及、長時間の詰問と議会秩序の混乱等による蓄積された職員の徒労感が3月議会で頂点に達したのではないかとと思われる。 ・ 慎重審議の環境も失われ、人的損失、審議時間の浪費は看過できない水準にあり、市の業務全般の停滞と市民サービスの著しい低下をもたらしかねない状況にある。 ・ 執行部への質疑における心得として「背戸を開けておけ」と先輩議員から言われてきた。逃げ場を残しておけ、追い詰めてはいけないという意味に理解しているが、何もかもが許される昨今の議会運営の中でそうした配慮や意識の欠如も背景にあると考えられる。 以上の点から市議会の秩序回復のための自浄作用が強く求められる。
6	・ 服装等について 服装、議場の整備＝議場での端正な服装、また議場席での整理が必要。

### 【公明クラブ】

7	全員協議会では、担当部長の真似をする場面があり侮辱する行為と感じた。
---	------------------------------------

◆3月定例会議での問題点や課題等（共通事項整理）

項目	問題点・課題等	具体的な検討事項等（検討の必要性の有無を含む）	現在のルール・規定等
一般質問	1 不適切な発言、過激な表現、個人名を特定した発言が見られる（不穏当発言の可能性） 議事進行に支障を及ぼす行動が見られる	議長の議事進行権行使の整理 改正された政治倫理条例の遵守	・会議規則 第54条 (p.7): 発言が議題外にわたる、又は範囲を超える場合に議長は注意し、発言を禁止できる ・同 第100条 (p.12): すべて規律に関する問題は、議長が定める ・政治倫理条例 第3条第1項(6)(p.1): ハラスメント（行為者の意図にかかわらず、相手方を不快にさせ、相手方の尊厳を傷つけ、又は相手方に不利益若しくは脅威を与えることをいう。）その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。 ・同 (7): 発言又はチラシ、ウェブサイト、ソーシャル・ネットワーキング・サービスその他の媒体を利用した情報発信において、個人又は法人その他の団体の名誉を毀損し、個人の人格を損ない、又は不当に個人情報を流布する一切の行為をしないこと。
	2 一問一答方式が徹底されていない	一問一答方式を原則とする運用の再確認	・基本条例 第7条(1) (p.2): 一般質問は一問一答の方式で行う。 ・申し合わせ事項 (p.8): 個人一般質問は、対面式・一問一答方式とする。 ・個人一般質問の対面型・一問一答方式の導入について (p.1): 制度の基本構成として明記。
	3 再質問において、執行部の答弁にもとづかない通告外事項が行われている	再質問は、通告した質問に対する執行部の答弁内容に基づくものに限定することの再確認	・個人一般質問の対面型・一問一答方式の導入について (p.1) 再質問は答弁に対する質問であり、新たな項目を質問することはできないと明記
	4 通告書の適正化	様式の遵守、分量想定徹底	・個人一般質問の対面型・一問一答方式の導入について : 制度の基本及び様式を規定。
	5 議場マナーの徹底	議場内での規律・マナーの再確認	
	6 数字を確認するだけの質問を避け、市政に対する建設的な質問をすべき	課題→現状→問題点→提案→行政判断という質問構成の徹底	・申し合わせ事項 (p.9): 大所高所からの政策を建設的立場の論議となるよう、単なる事務的な見解を質す質問等は差し控えることを前提とする ・個人一般質問の対面型・一問一答方式の導入について (p.2): 同上の規定
	7 説明用補助資料の使用ルールの徹底、許可のない資料提示の禁止	取扱要領の遵守	・一般質問説明用補助資料取扱要領：資料の使用範囲、基準、手続き等について詳細に規定。 ・申し合わせ事項 (p.9): 本会議の質問、質疑における資料の配布及び掲示は原則許可しない。
	8 【良かった点】 質問時間に関するルール（発言時間30分、答弁含め60分、議長裁量で最大70分）は遵守できた。	議員の持ち時間・全体時間の遵守⇒申し合わせ事項に正式規定するかどうか	・申し合わせ事項 (p.9-9) 質問時間は答弁時間を含まない持ち時間制を導入し、一人1回につき30分とする。 (p.9-14) 一般質問の質問時間は答弁時間を含め原則60分とする。 ・個人一般質問の対面型・一問一答方式の導入について (p.2): 一人当たりの持ち時間は30分
議案質疑	1 自身が所属する所管委員会関係の議案に対し質疑が行われていた	申し合わせ事項の徹底（詳細な審査は委員会で行う役割分担を徹底） 「控える」から「原則禁止」への変更の是非	・申し合わせ事項 (p.8): 委員会付託を予定されている議案について、所管委員会の委員は詳細な質疑は委員会で行う
	2 質疑と意見表明・討論の区別が曖昧である	議案質疑は不明確な点を確認するに限り、自己の意見を述べることができない旨の徹底	・会議規則 第54条3項 (p.7): 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない ・申し合わせ事項 (p.8): 質疑は一般質問とは異なり、自己の意見を述べてはならない
	3 事前通告外の質疑が見られた	事前通告を徹底し、通告にない質疑は行わない	・申し合わせ事項 (p.8): 質疑は事前通告制とする(R8.2.6修正)
	4 質疑回数制限について検討が必要	回数制限の有無及び基準の整理	・会議規則 第55条 (p.7): 議長は、必要があるときは、質問及び討論の時間を制限し、又は質疑の回数を制限することができる ・申し合わせ事項 (p.8): 質疑の回数は制限しない (R6.4.19追加)
	5 予算質疑の集約	予算に関する質疑は、予算決算委員会に集約してはどうか（市長出席の有無など審査体制の整合性は要確認）	・申し合わせ事項 (p.8): 予算及び決算議案については、市長等の考えや方針を質す場合のみ本会議で行う
	6 議題を逸脱した発言、不穏当発言が見られる	議長による即時制止を徹底する	・会議規則 第54条 (p.7): 発言が議題外にわたる、又は範囲を超える場合に議長は注意し、発言を禁止できる

項目	問題点・課題等	具体的な検討事項等（検討の必要性の有無を含む）	現在のルール・規定等
委員会審査	1 審査時間が長時間化し、執行部拘束が過大である	委員会運営時間の目安設定（非効率な執行部待機回避）、開催時間の定例化の検討 質疑の回数制限の検討	・申し合わせ事項 (p.20):執行部の議会出席対応について明記
	2 当初予算の審議日程について、余裕のある日程編成とする	当初予算審議日程の検討（4日＋予備日とするなど）	・申し合わせ事項 (p.15):「会期等に関する条例関係」委員会等の日程については、あらかじめ執行部と調整の上、議会で決定する。
	3 事前通告の適正化（予算決算委員会） ・ 通告外質問を禁止する ・ 唐突に数字を質したとき議論が停滞するため、特に数字を問う場合は事前通告を徹底する ・ 大量に通告を出すことを避け、真に必要なものに絞る	事前通告を徹底し、通告にない質疑は行わない 事前通告のあり方を考える	・申し合わせ事項 (p.12):予算決算委員会での当初予算審査は、通告のあった事業ごとに審査を行う。
	4 1事業に対し多くの質問者がいる場合の調整	調整そのものの是非、する場合の方法の検討	・申し合わせ事項 (p.12):予算決算委員会での当初予算審査は、通告のあった事業ごとに審査を行う。
	5 答弁者の位置の再検討	以前の執行部控室入口付近に戻してはどうか	（運営上の課題であり、直接的な規定はなし）
	6 委員長による議事整理強化 ・ 質疑とは異なる「私見」の表明が続いている ・ 不適切な発言、執拗な質問、ハラスメント的言動が見られた ・ 【良かった点】委員会条例第16条（委員長の議事整理権及び秩序保持権）を読み上げての注意は有効である	委員長による適切な介入、制止（議事整理権の発動）	・委員会条例 第16条 (p.4): 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する
	7 【良かった点】質問時間を1質問1分としたことは良かった	質疑の時間制限（1分）の検討	
請願・陳情	1 議員による「自己請願」の制限と適正化	議員が法人代表等として自ら請願を出すことの是非（一般質問や所管事務調査とすべきではないか） （自己請願が行われる場合）質疑や審査においての発言は「議員」か「請願者」か	・請願・陳情等取扱要綱 第2条第3項 (p.1): 議員は、請願の提出を自粛するものとする
	2 「採択済み請願の進捗を求める請願」の扱い	委員会として主体的に進捗確認する仕組みを整える	・同要綱 第8条第1項 (p.3): 採択と決定した請願は、必要に応じて所管事務調査等を実施し、対応を協議する
	3 請願の趣旨・目的が不明瞭	記載要件・様式の整理	・同要綱 別表第2 (p.7): 願意が不明確で理解し難いものは不採択を相当とする基準の一つ
	4 同趣旨であれば簡略化した対応とすべき	審査基準にて明文化するか	・同要綱 別表第2 (p.7): 願意が不明確で理解し難いものは不採択を相当とする基準の一つ
その他	1 全員協議会における不適切・侮辱的な発言、振る舞い相手の尊厳を守るための呼称のルール化	政治倫理条例の再認識、遵守徹底	・政治倫理条例 第3条第1項(6),(7)(p.1)
	2 出席時の服装等、議会の規律・品位に関する課題がある	服装・規律・マナーの再確認	・浜田市議会申し合わせ事項 (p.18): 議員が議会の会議に出席する際の服装は、各議員の判断とする
	3 反対討論において、賛成討論した議員に対して意見を述べる行為があり、討論の趣旨から反する	発言ルールの徹底	
	4 執行部の疲弊、早期退職に対する対策	議会としてできること、取り組まなければならないことの整理	

### 3月定例会議での問題点や課題等（良かったことも含む）

#### 1. 一般質問について

##### 1-1 運用ルールと時間の遵守

- **時間管理の継続**：全員が70分ルール（質問・答弁含む）を遵守できた点は成果として継続する。
- **通告制の目的再確認**：通告制は「十分な答弁準備による能率的・充実した審議」のためであることを周知し、通告外の質問や、準備した補助資料を使わないといった非効率な運用を避ける。
- **通告書の適正化**：様式の遵守、および60分程度で完結する適切な分量の想定を徹底する。

##### 1-2 質問の構成と質の向上

- **質問の一致と一問一答の徹底**：通告内容と実際の質問を一致させ、項目を飛ばしたり、一問一答の形式を崩したりしない。
- **建設的な議論の推進**：数字を確認するだけの質問（発言内で処理可能なもの）を避け、市政に対する建設的な議論を優先する。
- **再質問のルール化**：再質問は答弁に基づいた内容とする。全く新しい内容は当初の通告に含めるべきであり、後出しの質問は慎む。
- **個人名発言の整理**：職員、私人、会社名などの個人名は避け、役職名や組織名での発言をルール化し、個人の尊厳に配慮した追及の仕方を検討する。

##### 1-3 議事進行と議場規律

- **議長のリーダーシップ**：指名の手順（職名発言前）、議事整理権の適切な行使によるスムーズな進行、通告外発言への注意などを強化する。
- **補助資料・備品の扱い**：掲示物は事前に提出された補助資料に限り、許可のない資料提示（紙を掲げる等）は禁止する。
- **議場マナーの徹底**：会議中の居眠り厳禁。

#### 2. 議案質疑について

##### 2-1 質疑の質とルールの適正化

- **通告内容の厳守と熟読の徹底：**資料を読めばわかる内容の確認や、通告から逸れた質疑を排除し、論点を絞った質疑を求める。
- **答弁の適正化：**「そこまで聞いていない」と感じさせる冗長な回答や曖昧な回答を避け、通告に対して明確に答えることで、不必要なやり取りを完結させる。
- **時間・回数管理：**事前通告時間を守ることを徹底し、予定の立てやすい運営を目指す。また、回数制限の再設定についても検討が必要。

## 2-2 委員会と本会議の役割分担（重複の解消）

- **所属委員の質疑制限：**自分の委員会に付託される案件への質疑は、意見陳述の場になりやすいため、「控える」から「原則禁止」への格上げを検討する。
- **予算質疑の集約：**予算に関する質疑を予算決算委員会へ完全に一本化するか検討する（ただし、市長出席の有無など審査体制との整合性を要確認）。
- **二重議論の防止：**本会議はあくまで「市長の方針や議案の根幹」を問う場とし、詳細な審査は委員会で行うという役割分担を明確にする。

## 2-3 議場規律と議長の進行権

- **議事整理の強化：**議案の論点から外れた質疑や、単なる意見表明に陥っている場面では、議長が積極的に介入し、議事を整理する。
- **通告外発言の抑制：**議員自らの反省も含め、通告にない質問は厳に慎む運用を徹底する。

## 3. 委員会審査について

### 3-1 審議日程の構造化と職員負担の軽減

- **開催時間の定例化：**市職員の拘束時間や負担を考慮し、審議時間は原則 9:00～17:00 とし、過度な延長を抑制する。
- **余裕のある日程編成：**当初予算の審議については、「4日間の審議 + 予備日2日」の体制を基本とし、計画的な運営を目指す。
- **答弁者の位置：**前回から今のような中央となっているが、係長等の打ち合わせが必要な場合もあるので、従来の執行部控室出入口前が望ましい。

### 3-2 委員長による議事整理とガバナンスの強化

- **委員長の職務徹底：**委員長が責任を持って議事をコントロールし、ルールに基づいた運営を徹底する。副委員長への交代が頻発する現状を改め、委員長主導の進行を行う。
- **逸脱した発言への介入：**質疑の範囲が広がりすぎた場合や、質疑とは異なる「私見（自分の意見）」の表明が続く場合には、委員長が適切に介入・制止し、議論を本筋に戻す。

### 3-3 質疑のルールの厳格化と効率化

- **事前通告の徹底と精査：**
  - 特に数字を問う質問は、執行部が即答できるよう事前通告を必須とする（議論の停滞防止）。
  - 大量の通告を出した後の取り下げは非効率であるため、真に必要な案件に絞った通告を求める。
- **質疑と意見の峻別：**「事業の可否を判断するための質疑」という委員会の本来の目的に立ち返り、個人の持論展開ではなく、建設的な質疑に集中する。
- **通告外質問の禁止：**本会議同様、委員会においても通告にない質問は慎み、円滑な審議に協力する。

## 4. 請願・陳情について-

### 4-1 議員による「自己請願」の制限と適正化

- **公平性と機会の確保：**議員が法人代表等として自ら請願を出すことは、他の市民の機会を奪う可能性があり、他の議員との公平性にも欠ける。ルールの再考が必要。
- **議員本来の活動へのシフト：**議員としての要望であれば、請願という形をとらずとも「一般質問」や「所管事務調査」を通じて執行部に訴えるべきである。
- **立場の明確化：**万が一、自己請願が行われる場合でも、質疑や審査において「議員」として発言するのか「請願者」として発言するのか、その立場を厳格にルール化すべきである。

### 4-2 委員会の役割と請願内容の精査

- **委員会の主体的な進捗確認：**「採択済み請願の進捗を求める請願」が提出される現状は、委員会の事後確認不足を示唆している。各委員会が自律的に進捗を確認する仕組みを整えれば、こうした請願は不要となる。

- **公共性の担保：** 請願は「市民の広い声」を反映するものであるべきで、一個人の意見にとどまるものや、趣旨・目的が不明瞭なものは、請願としての適格性を慎重に判断する必要がある。

## 5. その他

### 5-1 ハラスメントの根絶と政治倫理の徹底

- **具体的ハラスメント事案への反省：** 全員協議会での口癖の真似や、予算決算委員会での「体たらく」といった、市職員に対する人格否定・侮辱的な発言（ハラスメント）を厳に慎む。
- **政治倫理条例の遵守：** 浜田市議会議員政治倫理条例の趣旨を再認識し、議員一人ひとりが高い倫理観と人権意識を持って職務に臨む。
- **呼称のルール化：** 相手の尊厳を守るため、褒める時以外は一貫して「役職名」で呼ぶことを徹底し、馴れ合いや軽視を排除する。

### 5-2 議長・委員長による厳格かつ公平な議事整理

- **権限行使の明確化：** 議員によって注意の仕方が異なるとの懸念を払拭し、不適切な発言や振る舞いに対しては、相手を問わず公平かつ毅然と制止・注意を行う。
- **秩序保持の責任：** 自由勝手な振る舞いを放置すれば市政の停滞を招く。議長には、議会の品位と秩序を守るための強力なリーダーシップが求められる。

### 5-3 議場における品位と討論ルールの適正化

- **人格・名誉の保護：** 議場において人の人格を傷つける発言は絶対に許されない。また、個人の外見に関わる事柄についても、議会の品位という観点から自律的な配慮が必要である。
- **討論の趣旨遵守：** 反対討論において賛成討論者個人に対して意見を述べる行為は、本来の討論の目的から逸脱しており、適切に是正すべきである。

## 議会基本条例の運用等について

3月17日の議運資料5の3ページを参考に、他会派の意見を踏まえ、下記の6点について、会派での意見や今後の対応案を提出してください。

令和8年4月13日（月）午前10時から開催の議会運営委員会で協議をいたしますので、皆様どうぞよろしく申し上げます。

### ① 自由討議による合意形成等（第11条）

自由討議が行える「時間」や「役割」を議運または特別委員会において協議する。

- （例）
- ・各委員会→採決前に必ず10分の自由討議枠
  - ・本会議→一般質問後に会派横断討議5分

### ② 政策討論会（第12条）

政策討論会を年に1回開催するよう議運または特別委員会において協議する。

→行事化する。

（例）・毎年10月に開催

→6月：テーマ公募（各常任委員会から1件）

7月：議運で1テーマに集約

9月：論点整理（正副委員長＋事務局）

### ③ 重要案件の意見交換会（第22条）

重要案件の意見交換会が、機械的に開催されるよう議運において協議する。

（例）

- ・事前に対象事案の抽出→補正予算〇億以上、新規大型事業、市民説明会を伴う施策、総合振興計画他重要案件
- ・その他、開催時期、形式、公開方法等を協議

### ④ 議員間討議（第17条）

第11条と同様に考えるべきです。

### ⑤ 障がいの有無にかかわらず市民が傍聴しやすい環境（第21条）

当会派も同様に考えます。

### ⑥ 公聴会制度や参考人制度の活用（第21条）

当会派も同様に考えます。

## ●3月定例会議での問題点や課題等（良かったことも含む）

- ①一般質問について
  - ・今までどおりで良い
  - （発言時間30分担保、答弁含めて60分で納める。議長裁量で最大70分）
- ②議案質疑について
  - ・通告制についてはそのまま堅持する
  - ・質疑は3回まで（回数制限を設ける）
  - ・自身が所属する委員会に付託予定の議案の質疑は控える
  - ・議案質疑の本来の意味を確認すること
- ③委員会審査について
  - ・質問時間を一分以内にしたことは良かった（継続）
  - ・回数制限があってもよいのでは（議運に投げかけ）
  - ・1事業に対して数人（多く）の質問者がいる場合に調整方法があれば
- ④請願・陳情について
  - ・これまで通り（浜田市議会請願・陳情等取扱要綱第2条3の順守）
- ⑤その他

## ●議会基本条例の運用等について

## ①自由討議による合意形成等（第11条）

自由討議を議員間の合意形成の場とする考え方は理解できるが、大事なものは、討議し、その内容で市民理解が深められることだと思う。討議する事柄を議員が理解することは大事だが、市民の支えがあってこそその議員であるため「市民」を忘れないようにしたい。

## ②政策討論会（第12条）

自由討議を発展的に行うものであると理解している。テーマを絞り、事前準備を行っての討議が、議員理解とともに市民理解を促すものになるよう行うべきと考える。

## ③重要案件の意見交換会（第22条）

何を重要案件とするのか曖昧なままでの開催を避ける方策、意見交換参加者（市民）の偏りを避ける方策を検討することが先決。また、議会としての「意見の扱い方」も明確にすべき。

## ④議員間討議（第17条）

議員の活動原則（市民代表、行政監視機能、政策立案、合意形成、公正・中立・利益相反、現場主義、品位保持、手続き尊重など）は多様で、このような内容を加味した上で開催されれば、議員間討議は有効な手段だろう。

## ⑤障がいの有無にかかわらず市民が傍聴しやすい環境（第21条）

当たり前と受け取られるが、現状の浜田市議会は十分とは言えない。例を挙げれば、YouTubeで字幕を加えるなど。

## ⑥公聴会制度や参考人制度の活用（第21条）

現状の方策で様子を見ていくことも重要。

## 【市民クラブ】

### 1. 3月定例会議での問題点や課題等（良かったことも含む）

#### （1）一般質問について

森谷議員の一般質問中、問題と思われる発言を分類し、まとめた。

##### ① 侮辱的・不適切な発言

- 「バカなこと言ってんじゃないっすよ」
- 「ちゃんと仕事できるんかいな」
- 「お粗末な回答ですね」
- 「デタラメなんですよ」
- 「独裁者そのものじゃないですか」
- 「北朝鮮と同じですよ」
- 「キンペイちゃんと。あー、習近平さんですね。プーチン、それと同じじゃないですか」
- 「あんなの答弁と言わないよ」

相手を否定・侮辱する表現や、外国の指導者を揶揄する発言などは議会の品位を損なうおそれがある。不穏当発言の可能性はある。

##### ② 犯罪を断定する発言

- 「虚偽公文書作成罪、刑法 156 条、これに当たります。違いますか」
- 「最初から嘘の公文書を作った」
- 「虚偽です。処分してください」
- 「独裁政治ですよ」

司法判断を経ていない段階で「犯罪」と断定する発言は信用を損ない、名誉毀損につながる可能性がある。慎重に扱うべき事項である。

##### ③ 威圧的・挑発的な言動

- 「命かけるかみたいに言いたいんですけどね」
- 「はめたようで悪いんですけどね」
- 「怒ってポコンとやったら自分たちの勝ちだみたい」
- 「火をつけて怒るの待ってんだよね」
- 「しっかりしてください。教育です、教育。」

相手を威圧し、対立をあおるような発言が見られる。これは議会が本来持つべき冷静な討論の場としての性格にそぐわない。

##### ④ 非常識・不適切な比喻や表現

- 「ローソンなんか大学生が 1 日目からできる」

- 「ヤクザもいるし、柔道やってデカイ奴もおる」
- 「スイカみたいに頭が割れて」
- 「弁護士は駒」
- 「水戸黄門のご印籠じゃない」

特定の職業や属性に対する配慮を欠いた表現や、過激なたとえが用いられており、議会発言としての適切性に疑義が生じる。

### ⑤ 議会運営への影響

- 個人名を繰り返し公表（議長注意後も反論）
- 「いじめないでくださいよ。パワハラじゃないですか」
- 「独裁ですよ」

議長の注意に対する反論や、個人名の扱いを巡る混乱など、議事の円滑な進行に支障を及ぼす行動が見られる。

### ⑥ 強制的な口調・過度な要求

- 「許しません。答えなさい。」
- 「ダメです。」
- 「訂正してください。」
- 「処分してください。」

答弁や処分を強く求める発言があり、行政や職員に対する過度な圧力と受け取られる可能性がある。

以上のような発言は政治倫理条例に規定される品位や名誉を損なう行為、ハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為に該当する可能性がある。

## (3) 委員会審査

### 予算委員会

一般質問同様に問題と思われる発言を分類し、まとめた。

- 意図的に「火をつける」行為による審議の妨害行為
- 特定の事業者名を名指し、「〇〇プロモーション」など
- 「ていたらく」という不適切な発言
- 「ていたらく」という発言について、注意されると「ていたらくといわれでもおかしくない」と言い換えてさらに言い続ける。
- 広報広聴委員会での請願の不採択を不服として予算委員会での指名を議席番号で呼べと再三繰り返し、審議を妨害した。
- 適切でない「片手落ち」を頻繁に使用。

また会派内の意見として

- ① 不適切な発言、執拗な質問、ハラスメント行為などがあった場合、その場で議会として対処する。
- ② 議長議事整理権の発動、緊急議会運営委員会の召集などにより、その場で措置をする。（政治倫理上・議会運営上からの措置が必要）
- ③ 通告した質問を、時間の制限から「取り止めはしてはならない」とする。  
※以下、議案質疑、委員会審査も同様である。
- ④ 予算委員会における執行部への質問について、事前に通告する必要があるにもかかわらず、いきなり委員会での詳細な数字など唐突に執行部へ質問し、答弁ができず、時間が無駄に経過することが多く見られた。各議員におかれては、詳細な数字など必要な答弁を求めるのであれば、事前に通告すべきであり、徹底する必要がある。
- ⑤ 議案質疑については、事前通告制にされたことは良かったと思うが、あまりに詳細な内容を質問されたため、委員会での審議で質疑する必要性がなくなるように感じた。議案質疑での内容を精査する必要がある。

## 《良かった点》

- 1 質問1分以内にまとめる進行は効果的であった。
- （委員長の議事整理権及び秩序保持権）第16条を読み上げての注意は有効である。  
委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。
- 2 委員長は、委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。
- 3 委員長は、委員が前項の規定による命令に従わないときは、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。
- 4 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

## (5) その他

### ① 全協

- 教育部長の「えー」の口癖をわざと真似た言動は侮辱である。

### ② その他

- ・令和7年度末、定年まで10年近くもある管理職を含め、ベテラン管理職が大量の早期退職があった。原因や背景を分析・検証により課題・問題点を抽出し解決・改善を図るための対策が必要である。
- ・議員の不適切な言動の数々とそれらに対する対応のまずさ、議会の品位の低下など、議会運営における問題点との関連性からの検証が必要と考える。
- ・不満や不安、恐怖などが蓄積されてきた職場環境のなかで職員の疲弊が問題視されてきた。過去から引きずる繰り返しの質疑と執拗な追及、長時間の詰問と議会秩序の混乱等による蓄積された職員の徒労感が3月議会で頂点に達したのではないかと思われる。
- ・慎重審議の環境も失われ、人的損失、審議時間の浪費は看過できない水準にあり、市の業務全般の停滞と市民サービスの著しい低下をもたらしかねない状況にある。
- ・執行部への質疑における心得として「背戸を開けておけ」と先輩議員から言われてきた。逃げ場を残しておけ、追い詰めてはいけないという意味に理解しているが、何もかもが許される昨今の議会運営の中でそうした配慮や意識の欠如も背景にあると考えられる。  
以上の点から市議会の秩序回復のための自浄作用が強く求められる。
- ・服装等について  
服装、議場の整備＝議場での端正な服装、また議場席での整理が必要。

## 2. 議会基本条例の運用について

浜田市議会では、これまで「情報共有」、「住民参画」、「議会機能強化」の観点で議会改革を進め、新たな取組や制度の導入を図ってきた。その結果、業務増や負担感の増大し、議会運営と行政事務が煩雑になっている。議員の活動も職員の業務もゆとりがなく議会と行政運営における柔軟性を損なう状況もある。議員と職員が費やす時間と労力に見合った効果があるのか、また市民福祉向上に寄与しているのかについて検証と精査を行い、その上での見直しも必要と考える。

#### ①自由討議による合意形成等（第 11 条）

自由討議は、3月議会で附帯決議について一部行ったが、自由討議のあり方も含め、政策討論会、重要案件意見交換会、議員会討議などのあり方など検討する必要がある。

また全協等において、形式的に自由討議の有無を諮られるが、その場でいきなり議論を行うというのは難しい。各議員又は会派として自由討議したいテーマをあらかじめ議長等へ申告し、そのテーマで自由討議を行うか否かを諮り、「次回の全協等で議論をする」という形などの工夫が必要と思われる。

#### ②政策討論会（第 12 条）

出来ていないことはいけないこととは思わない。単に議論すべき議題がなく機運がなかったと理解している。必要な時にいつでも開催できる仕組みがあることが大切で、半強制的な開催案には疑問を感じる。

#### ③重要案件の意見交換会（第 22 条）

各常任委員会でのテーマ設定は、今後廃止の方向で検討してもいいのではないかと思う。市民から求められた問題点や課題に柔軟に対応できる意見交換が臨機応変に取り組みれば良い。定期開催の必要性は感じない。

#### ④議員間討議（第 17 条）

議会内の問題点や課題に対応するために各派交渉会、会派代表者会等を定期開催すべきである。

#### ⑤障がいの有無にかかわらず市民が傍聴しやすい環境（第 21 条）

傍聴席へ通じる階段の手すりの設置を当面、検討すべきである。

#### ⑥公聴会制度や参考人制度の活用（第 21 条）

経費の面で課題もあるが、必要な時に招致できるための予算措置を求めたい。

## 3月定例会議の反省

### ①一般質問について

1. 不穏当発言があった場合は即座に議長から注意。

不穏当発言とは

- ①相手の立場になって聞いたら不快感を覚える発言
- ②事実と異なる発言、根拠が不明確な発言。
- ③個人のプライバシーや基本的人権に抵触するような発言。
- ④声を荒げる場面があった。

発言の取り消しは3つの方法（本人・議長・議員）から行うようにしていく。

2. 時間内に質問が終えるような指導。
3. 通告のあった質問に対する答弁以外に対する再質問があった。

### ②議案質疑について

1. 所管以外の議員でも、内容を聞くだけの質問は控える。（委員会と議案の質疑の違いを考えて行う）
2. 通告制としたにもかかわらず、通告外の質疑があった。
3. 質疑を行う議員が所管委員会関係の議案に対して掘り下げた質疑を行っていた。（所管委員会の議案への質疑は行わないこととしてもいいのでは）
4. 不穏当発言、声を荒げる場面などがあった。

### ③委員会審査について

1. 一般質問同様、不穏当発言とみなした場合には委員長から即座に注意し、発言の取り消しを行う。
2. 予算審査については、質問通告が多く長時間の審査となったが、最終的に時間に配慮して複数取り下げが行われたことから、そもそもの通告の在り方を考える必要がある。（予算審査や決算審査には、市長や教育長、また多くの市幹部の人件費など、多額の経費がかかっていることを踏まえ、「ちょっと聞いてみる」など、内容を聞くだけの質問は控える）

### ④請願・陳情について

1. 同趣旨であれば簡略化した対応に。

### ⑤その他

1. 全員協議会では、担当部長の真似をする場面があり侮辱する行為と感じた。

## 議会基本条例の運用等について

### ①自由討議の合意形成（11条）

- 議案や陳情・請願の審査について、委員会を超えて全議員で討議が必要と判断した場合に実施出来るようにする。

### ②政策討論会（12条）

- 議員同士が討論しても結局自分たちの意見を曲げることは少ないと考える。  
言い合いで終わるのではないかと思うので、自由討議のような言いつばなしで終わるのがよいのでは。
- 各委員会から出された提言書案等について、ほぼ出来上がった状態で討論を行うことについて疑問があることから、どの時点で行うことが効果的なのか検討が必要と考える。

### ③重要案件の意見交換会（22条）

- 重要案件はもちろんだが、それ以外の案件や議会の状況など、市民（町内会や団体など）から求められたときは、所管委員会などが出向き市民に報告や意見を聞く会を実施する。（議会報告会に変わるもの）
- 重要案件の意見交換会という名称自体を変える必要があるのではないか。

### ④議員間討議（17条）

- 全協や委員会などで現在行われている。

### ⑤障がい者の傍聴（21条）

- 傍聴できなくても録画配信も即座にされており、市民からの要請があれば協議する。
- 現在は車椅子等で傍聴に来られた場合に、傍聴席に移動するのが困難だと考えることから、議員席の空きスペースを活用して車いす席を設けてはどうかと考える。

### ⑥公聴会・参考人招致（21条）

- 公聴会・参考人招致ともに制度活用をしていくべき。そのためには予算確保が必要と考える。

議会基本条例の運用について

条項	見出し	条文	逐条解説	会派の意見	今後の対応案
(全体)				<p><b>【市民クラブ】</b>                      浜田市議会では、これまで「情報共有」、「住民参画」、「議会機能強化」の観点で議会改革を進め、新たな取組や制度の導入を図ってきた。その結果、業務増や負担感の増大し、議会運営と行政事務が煩雑になっている。議員の活動も職員の業務もゆとりがなく議会と行政運営における柔軟性を損なう状況もある。議員と職員が費やす時間と労力に見合った効果があるのか、また市民福祉向上に寄与しているのかについて検証と精査を行い、その上での見直しも必要と考える。</p>	
第11条	自由討議による合意形成等	<p>第11条 議長は、議会は議員による自由な討論の場であることを認識し、市長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心とする運営に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、本会議等において、議案、請願及び陳情(以下「議案等」という。)を審議し、結論を出す場合においては、議員相互間の討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、市民に対する説明責任を果たすものとする。</p>	<p>議会は議員間の討論の場であるとの原則により、議員間における自由闊達な議論を重視することから、執行部の出席者については、質疑等における答弁を行う必要最小限とすることとしています。</p> <p>2 議案等の審査においては、議員同士における議論(議員相互間の自由討議)を積極的に行い、合意形成に努め、議会としてのより良い案を導き出すことを定めています。</p>	<p><b>(1) 自由討議による合意形成等(第11条)</b>  <b>【浜風の郷】</b>                      自由討議が行える「時間」や「役割」を議運または特別委員会において協議する。                      (例) ・各委員会→採決前に必ず10分の自由討議枠                      ・本会議 →一般質問後に会派横断討議5分</p> <p><b>【創政クラブ】</b>                      自由討議を議員間の合意形成の場とする考え方は理解できるが、大事なものは、討議し、その内容で市民理解が深められることだと思う。討議する事柄を議員が理解することは大事だが、市民の支えがあってこそ議員であるため「市民」を忘れないようにしたい。</p> <p><b>【市民クラブ】</b>                      自由討議は、3月定例会議で附帯決議について一部行ったが、自由討議のあり方も含め、政策討論会、重要案件意見交換会、議員会討議などのあり方など検討する必要がある。また全協等において、形式的に自由討議の有無を諮られるが、その場でいきなり議論を行うというのは難しい。各議員又は会派として自由討議したいテーマをあらかじめ議長等へ申告し、そのテーマで自由討議を行うか否かを諮り、「次回の全協等で議論をする」という形などの工夫が必要と思われる。</p> <p><b>【公明クラブ】</b>                      議案や陳情・請願の審査について、委員会を超えて全議員で討議が必要と判断した場合に実施出来るようにする。</p>	
第12条	政策討論会	<p>第12条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、政策討論会を開催するものとする。</p>	<p>市政に関する重要な政策等については、議会としての共通認識の醸成と合意形成を得るため、政策討論会を開催することとしています。重要施策や課題、政策討論会の運営については、議会運営委員会で協議・決定するものとします。</p>	<p><b>(2) 政策討論会(第12条)</b>  <b>【浜風の郷】</b>                      政策討論会を年に1回開催するよう議運または特別委員会において協議する。                      →行事化する。                      (例) ・毎年10月に開催                      →6月：テーマ公募(各常任委員会から1件)                      7月：議運で1テーマに集約                      9月：論点整理(正副委員長+事務局)</p> <p><b>【創政クラブ】</b>                      自由討議を発展的に行うものであると理解している。テーマを絞り、事前準備を行ったの討議が、議員理解とともに市民理解を促すものになるよう行うべきと考える。</p> <p><b>【市民クラブ】</b>                      出来ていないことはいけないこととは思わない。単に議論すべき議題がなく機運がなかったと理解している。必要な時にいつでも開催できる仕組みがあることが大切で、半強制的な開催案には疑問を感じる。</p> <p><b>【公明クラブ】</b>                      議員同士が討論しても結局自分たちの意見を曲げることは少ないと考える。言い合いで終わるのではないかと思うので、自由討議のような言いっぱなしで終わるのがよいのでは。                      各委員会から出された提言書案等について、ほぼ出来上がった状態で討論を行うことについて疑問があることから、どの時点で行うことが効果的なのか検討が必要と考える。</p>	

条項	見出し	条文	逐条解説	会派の意見	今後の対応案
第22条	重要案件の意見交換会	<p>第22条 議会は、市政に関する重要な案件について、議員及び市民が自由に情報及び意見の交換を行うため、議会運営委員会で協議の上、重要案件の意見交換会を開催するものとする。</p> <p>2 議会は、市政に関する重要な案件について、市民から重要案件の意見交換会の開催を求められたときは、議会運営委員会で協議の上、これを開催することができる。</p>	<p>重要案件の意見交換会について規定しています。なお、この開催は議会運営委員会で協議・決定します。</p> <p>2 市政の重要な事項に対し、特に議会自ら市民の皆さんの意見を聞いて施策に反映させる方法の一つとして明文化したものです。重要案件の認識は、議会運営委員会で決定します。この開催は議会運営委員会で協議・決定します。</p>	<p><b>(3) 重要案件の意見交換会（第22条）</b>  <b>【浜風の郷】</b>  重要案件の意見交換会が、機械的に開催されるよう議運において協議する。  (例)  ・事前に対象事案の抽出→補正予算〇億以上、新規大型事業、市民説明会を伴う施策、総合振興計画他重要案件  ・その他、開催時期、形式、公開方法等を協議  <b>【創政クラブ】</b>  何を重要案件とするのか曖昧なままでの開催を避ける方策、意見交換参加者（市民）の偏りを避ける方策を検討することが先決。また、議会としての「意見の扱い方」も明確にすべき。  <b>【市民クラブ】</b>  各常任委員会でのテーマ設定は、今後廃止の方向で検討してもいいのではないかと思います。市民から求められた問題点や課題に柔軟に対応できる意見交換が臨機応変に取り組めれば良い。定期開催の必要性は感じない。  <b>【公明クラブ】</b>  重要案件はもちろんだが、それ以外の案件や議会の状況など、市民（町内会や団体など）から求められたときは、所管委員会などが出向き市民に報告や意見を聞く会を実施する。（議会報告会に変わるもの）  重要案件の意見交換会という名称自体を変える必要があるのではないかと。</p>	
第17条	議員の活動原則	<p>第17条 議員は、議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の増進を目指して活動しなければならない。</p> <p>3 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじて活動しなければならない。</p> <p>4 議員は、政策討論会等を通じて議員相互間における自由な討議を行い、積極的な議案の提出に努めなければならない。</p>	<p>議員は議会の構成員として、市民全体の福祉の増進を目指して活動しなければならないという議員の活動原則を定めています。</p> <p>3 議会が言論の府、合議体であることから、議員間の自由な討議を中心に活動しなければならないこととしています。</p> <p>4 議員は、政策討論会等により、議員間の自由な討議を行い、積極的な議案の提出に努めなければならないこととしています。</p>	<p><b>(4) 議員間討議（第17条）</b>  <b>【浜風の郷】</b>  第11条と同様に考えるべきです。  <b>【創政クラブ】</b>  議員の活動原則（市民代表、行政監視機能、政策立案、合意形成、公正・中立・利益相反、現場主義、品位保持、手続き尊重など）は多様で、このような内容を加味した上で開催されれば、議員間討議は有効な手段だろう。  <b>【市民クラブ】</b>  議会内の問題点や課題に対応するために各派交渉会、会派代表者会等を定期開催すべきである。  <b>【公明クラブ】</b>  全協や委員会などで現在行われている。</p>	
第21条	市民と議会との関係	<p>第21条 議会は、市民に対し、積極的に情報を公開し、説明責任を果たすものとする。</p> <p>2 議会は、本会議等その他の会議を原則として公開するものとし、あらかじめその日程、議題等を周知するとともに、障がいの有無にかかわらず市民が傍聴しやすい環境の整備、インターネット等による配信に努めるものとする。</p> <p>4 議会は、本会議又は委員会における公聴会制度及び参考人制度を活用することにより、市民の多様な意見及び専門的又は政策的な識見等を議会の審議に反映させるよう努めるものとする。</p>	<p>市民へ議会の動きを積極的に情報公開し、議会としての説明責任を果たすこととしています。市議会ホームページでは、議会の取組や議員・委員会の活動、会議の資料等を積極的に公開しています。</p> <p>2 本会議や委員会等、全ての会議を原則公開とし、事前に日程や議題、資料等をホームページ等で周知し、議会に関心を持ってもらい、傍聴しやすい環境整備に努めます。また傍聴せずとも会議の内容が市民に伝わるよう会議の録画配信等も行うこととしています。（条例第13条関連）</p> <p>4 法律の制度を活用し、利害関係人や市民の専門的識見等を議会に反映させることを定めています。  <b>【公聴会制度】</b>・・・審査の際に、利害関係がある人や学識経験者等から意見を聴くことができる制度です  <b>【参考人制度】</b>・・・委員会審査の参考に利害関係のある人、学識経験者等から意見を聴くことができる制度です</p>	<p><b>(5) 障がいの有無にかかわらず傍聴しやすい環境（第21条）</b>  <b>【浜風の郷】</b>  当会派も同様に考えます。（障がいの有無にかかわらず市民が傍聴しやすい環境は整っていない）  <b>【創政クラブ】</b>  当たり前と受け取られるが、現状の浜田市議会は十分とは言えない。例を挙げれば、YouTubeで字幕を加えるなど。  <b>【市民クラブ】</b>  傍聴席へ通じる階段の手すりの設置を当面、検討すべきである。  <b>【公明クラブ】</b>  傍聴できなくても録画配信も即座にされており、市民からの要請があれば協議する。現在は車椅子等で傍聴に来られた場合に、傍聴席に移動するのが困難だと考えることから、議員席の空きスペースを活用して車いす席を設けてはどうかと考える。</p> <p><b>(6) 公聴会制度や参考人制度の活用（第21条）</b>  <b>【浜風の郷】</b>  当会派も同様に考えます。（十分な活用とは言えない）  <b>【創政クラブ】</b>  現状の方策で様子を見ていくことも重要。  <b>【市民クラブ】</b>  経費の面で課題もあるが、必要な時に招致できるための予算措置を求めたい。  <b>【公明クラブ】</b>  公聴会・参考人招致ともに制度活用をしていくべき。そのためには予算確保が必要と考える。</p>	

## ◆通告書等の提出締切の変更案について

	項目	現状	変更案
①	一般質問通告	定例会議開会日の <b>6日前の午前11時</b> (休日は含まない)	定例会議開会日の <b>7日前の午後2時</b> (休日は含まない)
②	一般質問 通告メール	締切日の <b>1日前の午前11時</b> (休日は含まない)	締切日の <b>1日前の午後2時</b> (休日は含まない)
③	議案質疑通告	議案質疑の <b>1日前の午前11時</b> (休日は含まない)	議案質疑の <b>2日前の午後2時</b> (休日は含まない)
④	請願・陳情・意見書・決議案	定例会議初日の1週間前の議会運営委員会開催 日の <b>1週間前の午後1時</b> (休日の場合は直前の開庁日)	定例会議初日の1週間前の議会運営委員会開催 日の <b>7日前の午後2時</b> (休日は含まない)
⑤	一般質問説明用補助資料	一般質問初日の <b>4日前の12時</b> (休日は含まない)	一般質問初日の <b>5日前の午後2時</b> (休日は含まない)
⑥	討論×切	表決日の2日前の <b>午後5時</b> (休日は含まない)	表決日の2日前の <b>午後2時</b> (休日は含まない) ※委員会の進行状況により変更の可能性あり。
⑦	対抗討論×切	討論×切日の翌日の <b>午後1時</b>	討論×切日の翌日の <b>午後2時</b>
⑧	議会だより (一般質問原稿)	一般質問終了後の3常任委員会最終日(産業建 設委員会開催日)の <b>午後3時</b>	一般質問終了後の3常任委員会最終日(産業建 設委員会開催日)の <b>午後2時</b>
⑨	議会だより (委員会活動レポート原稿)	定例会議最終日の <b>午後3時</b>	定例会議最終日の <b>午後2時</b>

## 浜田市議会政務活動費の交付に関する細則

平成 18 年 2 月 16 日  
改正 平成 19 年 3 月 20 日  
平成 22 年 3 月 18 日  
平成 25 年 3 月 12 日  
平成 25 年 7 月 26 日  
平成 28 年 11 月 25 日  
平成 31 年 3 月 12 日  
令和 2 年 3 月 16 日  
令和 2 年 12 月 16 日  
令和 3 年 7 月 7 日  
令和 6 年 2 月 19 日  
令和 6 年 6 月 10 日  
令和 7 年 3 月 18 日  
令和 7 年 6 月 30 日  
浜田市議会運営委員会決定

浜田市議会政務活動費の交付に関する条例(平成 17 年浜田市条例第 6 号)第 5 条別表政務活動費使途基準の取り扱いについて下記のとおり定める。

- 1 政務活動費をあてることができる経費の範囲は、別表のとおりとする。
- 2 議長は、本細則を改廃しようとするときは、議会運営委員会に諮って了承を得て実施する。
- 3 収支報告書に添えて提出する領収書等証拠書類については、原則原本とし、原本の提出が困難な場合は写しをもってこれに代えることができる。
- 4 議員は、政務活動費を支出したときは必ず領収書(書籍購入などのときは備考欄に題名等の記入をするなど支出内容を明確にする。)を得ることとし、領収書が得られないときは、支出内容を証明する書類(レシートや相手方が発行する支出証明書等)を得ることとする。なお、車賃については、自家用自動車使用簿をもって、これに代えることができる。  
どうしても領収書や支出を証明する書類が得られないときは、証明できるものをもってこれに代えることができる。
- 5 議員が調査研究費を使用して市外への調査研究を行うときは、議長に調査研究活動申請書を提出し承認を得るものとし、調査研究活動終了後は 14 日以内に議長に調査研究活動報告書を提出するものとする。

- 6 議員が研修費を使用して研修会を受講するときは、議長に研修受講申請書を提出し承認を得るものとし、研修受講後は14日以内に議長に研修受講報告書を提出するものとする。
- 7 議員が政務活動費の交付を受けて調査研究等の活動中に事故等により被害を受けた場合にあっても、公務災害補償の対象にはならない。
- 8 平成19年度分の政務調査費収支報告書提出時から、具体的な支出内容を示す添付資料を提出することとする。
- 9 議員が要請・陳情活動費を使用して要請・陳情活動を行うときは、議長に要請・陳情活動申請書を提出し承認を得るものとする。また、要請・陳情活動終了後は5日以内に議長に要請・陳情活動報告書を提出するものとする。
- 10 議員が広聴費を使用して意見交換会等を開催したときは、意見交換会等終了後14日以内に議長に意見交換会等実施報告書を提出するものとする。
- 11 議員が調査研究費、研修費、広聴費、要請・陳情活動費を使用して自家用自動車で市内移動したときの車賃の額は、1キロメートルにつき23円とする。（公務のための旅行に職員の自家用自動車を使用する場合の規定（浜田市職員等の旅費に関する条例第23条及び同条例施行規則第8条の規定）を準用）。また、この場合、政務活動にかかる自家用自動車使用簿を作成し、議会事務局で確認を受けるものとする。
- 12 議員が広報費を使用して広報紙を作成したときは、収支報告書に広報紙の現物を添付するものとする。また、ホームページ等の開設費や運営経費に使用したときは、そのホームページ等が確認できるアドレスを収支報告書添付資料の備考欄に明記するものとする。

## 附則

この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

平成 19 年 3 月 20 日 一部(7 項を追加及び別表使途基準細目変更)を改正。

平成 22 年 3 月 18 日 一部(5 項中報告書様式を変更、追加及び別表使途基準細目変更)を改正

平成 25 年 3 月 12 日 一部(本則中政務調査費を政務活動費に変更及び 8 項を追加し申請書、報告書様式を新たに規定及び別表を改正)を改正

平成 25 年 7 月 26 日 一部(別表政務活動費をあてることのできる経費)を改正

平成 28 年 11 月 25 日 一部(5 項中調査研究活動報告書の提出期限を変更)を改正

平成 31 年 3 月 12 日 一部(3 項を領収書等証拠書類について変更及び別表資料作成費を変更)を改正

令和 2 年 3 月 16 日 一部(別表政務活動費をあてることのできる経費中、資料購入費の新聞購読料について変更及び備考欄を設け、宿泊料について追加)を改正

令和 2 年 12 月 16 日 一部(広聴費の意見交換会等の開催に関する事項として 9 項及び様式(細則 9)を追加、別表変更)を改正

令和 3 年 7 月 7 日 一部(様式(細則 4、細則 5-1、細則 5-2、細則 7、細則 8-1、細則 8-2、細則 9)の㊦を削除。※細則 4 は議員の㊦のみ削除)を改正

令和 6 年 2 月 19 日 一部(4 項中車賃にかかる事項を追加、10 項を追加、別表政務活動費をあてることのできる経費を変更、様式(細則 10)を追加)を改正。※運用開始は令和 6 年 4 月 1 日からとする

令和 6 年 6 月 10 日 一部(5 項中研修会にかかる事項を削除、研修費にかかる事項を新たに 6 項として追加し次項から 1 項ずつずらす。様式(細則 5-1、細則 5-2)を改正し、新たに様式(細則 6-1、細則 6-2)を追加。

※運用開始は令和 6 年 7 月 1 日からとする

令和 7 年 3 月 18 日 一部(広報費にかかる事項として 12 項を追加し、別表政務活動費をあてることのできる経費に追加)

※運用開始は令和 7 年 4 月 1 日からとする

令和 7 年 6 月 30 日 一部(別表政務活動費をあてることのできる経費を改正)

別表 政務活動費をあてることができる経費

費目	支出することができるもの	支出することができないもの
調査研究費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○旅費(運賃等、宿泊料)</li> <li>○車借上料(バス、タクシー等)</li> <li>○車利用の場合は有料道路代、ガソリン代実費</li> <li>○調査委託(コンサルタント委託)に要する経費</li> <li>○インターネット使用料 (経費の1/3以内、年間上限額1万円以内)</li> <li>○アプリケーション使用料 (経費の1/3以内、年間上限額1万円以内)</li> <li>○タブレット端末使用料 (経費の1/3以内、年間上限額1万円以内)</li> <li>○調査研究に必要な資料印刷費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●議長が承認しない視察旅費</li> <li>●先進地の位置付けに明確さを欠く視察</li> <li>●海外視察に係る経費</li> <li>※議長に承認を得た、友好都市及びそれに準ずる都市についての視察は認める</li> <li>●議員の飲食費(食料費)</li> <li>●視察先への土産代</li> </ul>
研修費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○旅費(運賃等、宿泊料)</li> <li>○車借上料(バス、タクシー等)</li> <li>○車利用の場合は有料道路代、ガソリン代実費</li> <li>○会場使用料</li> <li>○講師謝礼</li> <li>○講師との食事代(講師分のみ)</li> <li>○研修会等参加者負担金、会費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●議員の飲食費 ●茶菓子</li> <li>●講師への土産代</li> <li>●政治団体等への大会、研修会等の参加費、交通費、宿泊料等</li> <li>※食料費は原則的に認められないが、研究研修費における「出席者負担金」や「会費」の中に食料費が含まれている場合は認める。</li> </ul>
広報費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広報紙の作成費、発送費(経費1/3以内、年間上限額なし)</li> <li>○ホームページ、ブログ、有料版SNS等の開設費、運営経費(経費1/3以内、年間上限額なし)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●後援会会員のみへ配付する広報紙</li> <li>●年賀状や暑中見舞い等の挨拶状</li> <li>●選挙活動、政党活動、後援会活動に該当すると思われる内容</li> </ul>
広聴費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○旅費(運賃等、宿泊料)</li> <li>○車借上料(バス、タクシー等)</li> <li>○車利用の場合は有料道路代、ガソリン代実費</li> <li>○会場使用料 ○資料印刷費</li> <li>○会議に伴う湯茶、茶菓子代</li> <li>○文書通信費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●飲食費</li> <li>●議員の所属政党または後援会等が主催する意見交換会、後援会会員のみへ行うアンケート</li> </ul>
要請・陳情活動費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○旅費(運賃等、宿泊料)</li> <li>○車借上料(バス、タクシー等)</li> <li>○車利用の場合は有料道路代、ガソリン代実費</li> <li>○印刷費 ○写真代 ○文書コピー代</li> <li>○事務用品、消耗品</li> <li>○郵送料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●議長が承認しない要請・陳情活動の経費</li> </ul>

資料作成費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○印刷費</li> <li>○写真代</li> <li>○文書コピー代</li> <li>○研究・研修・視察等の報告書作成に係る印刷代、写真代</li> <li>○事務用品、消耗品 (明確に政務活動費に係るもの以外は按分:該当経費の 1/3 以内、年間上限額を 1 万円以内)</li> <li>○リース料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●議員個人、政党の宣伝活動に係る経費</li> <li>●選挙活動の資料作成費</li> <li>●議会活動報告書等の印刷、郵送料等の経費</li> <li>●1 件の取得価格(税込)が 5 万円を超える事務用品等の購入は認めない。</li> </ul>
資料購入費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○書籍購入費 (明確に政務活動費に係るもの以外は按分:該当経費の 1/3 以内)</li> <li>○新聞購読料(専門誌のみ該当経費の 1/3 以内)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新聞購読料で一般紙は認めない。</li> <li>●所属政党、宗教等の図書、雑誌、新聞等</li> </ul>
その他 (上記費目すべてに該当)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●電話代(自宅、携帯)</li> <li>●名刺代</li> <li>●議員個人の自動車管理費</li> <li>●政治活動に係る経費</li> <li>●慶弔関係経費、見舞金、餞別、寸志、電報、祝詞等</li> <li>●政党への寄付金</li> <li>●私的支出に係る経費</li> </ul>
備 考	<p>(1) 宿泊料は、原則実費とし、浜田市職員等の旅費に関する条例の別表にある常勤の特別職の職員の宿泊料に準じた額の範囲内とし、超える部分は自己負担とする。</p> <p>(2) 運賃等とは、鉄道賃、航空賃、船賃、車賃のことをいう。</p>	

※詳細については、政務活動費【交付マニュアル・使途運用基準】を参照すること